

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

8月から新しい保険証になります

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。

8月1日からは、7月下旬にお送りする保険証をお使いください。

新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。(一部、期限の異なる場合があります。)

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	⑩桃色 ⇒ 新空色	⑩空色 ⇒ 新ベージュ色
送付先	世帯主の方宛にまとめて郵送 (世帯の加入者全員分)	加入者ご本人宛に個別で郵送

※8月になっても保険証が届かない場合はお問い合わせください。

職場の健康保険に加入したら

職場の健康保険（扶養になっている方も含む）に加入した場合、国民健康保険を辞める手続きが必要です。職場から市への連絡はありませんので、必ず届出をしましょう。

手続きに必要なもの

国民健康保険以外の健康保険証、国民健康保険の保険証、本人確認書類、印鑑、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーが確認できる書類



島外の学校に通学している学生の方はご注意ください

国民健康保険加入者の方で学校などへの進学のため、住民登録を市外へ移す場合は、学生特例の手続きが必要です。手続きされないと保険証が使えなくなります。

手続きに必要なもの

修学中の方の学生証（写し）または在学証明書（原本）、本人確認書類、印鑑、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーが確認できる書類

※今年度に限り、学生証については写真での確認も可能とします。詳しくは問い合わせ先までご確認ください。

保険税（料）のお知らせ

国民健康保険税

7月中旬に、令和2年度分の納税通知書と10月以降の特別徴収額をお知らせする通知書をお送りします。

※多子減免制度対象の世帯には申請書を同封していますので、申請してください。

後期高齢者医療保険料

・納付書払い・口座振替（普通徴収）の方

7月中旬に、年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。

※普通徴収の対象となる方は、5月31日現在で75歳になられている方で、10月までに特別徴収（年金からの天引き）にならない方です。

・年金から天引き（特別徴収）の方

10月以降の保険料が特別徴収となる方には、7月下旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と10月以降の特別徴収額をお知らせする通知書をお送りします。